電力・ガス取引監視等委員会・第11回制度設計専門会合資料 都市ガスの小売及び取引についての各 指針(案)等に関する意見・要望

2016年9月27日 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長 河野 康子

都市ガス自由化:消費者・国民の受け止め

- ■家庭向けの「電気」と「都市ガス」は、自由化への環境が大きく異なる
- •「電気」は全国送電網ができあがっており、新規参入(沖縄を除く)がある
- ・「都市ガス」は、導管網が未整備であることもあり、電気のように新規事業者の参入 を見通しにくい
- ・3大都市圏以外では「競争なき独占」が危惧される
- ☞「都市ガス」の家庭用小売や取引について、 「電気」と同列には語れない指針で補強
- ☞消費者の認知は低い。電気の小売り全面自由化以上に、消費者は都市ガス小売り全面自由化を知らない。

1. 「標準メニューの公表」「平均的な月額料金例の公表」など「一般的な情報提供①」も義務化(行わない場合に「問題となる行為」に)すべき

- 情報力や交渉力が圧倒的に弱い立場にある一般消費者からすれば、「一般消費者向けの料金の標準メニュー」や「平均的な月額料金例」の情報公開などは、事業者として当然行うべきこと。
- 義務化されていない場合に、新規参入の見込めない地域で、 情報公開されないまま、一方的値上げが危惧される。
- 家庭用LPガスでは、自由市場・自由競争という建前で、大手を含めほとんどの事業者が料金情報を公開してこなかった。都市ガスとLPガスを兼業している事業者もあり、都市ガス会社のLPガス子会社も、最近まで公開していなかった。(参考資料1-1)

2. 約200社の都市ガス事業者のうち、12社しか経過措置料金が指定されないのは問題。

- ・現在、経過措置料金を課す指定事業者のリスト案がパブリックコメントにかかっているが、約170の民間都市ガス事業者が、今後料金値上げ可能となる案は認めがたい。(電気は2020年まで経過措置料金が維持される予定)
- ・多くの消費者は、自由化に対して、競争による料金の引き下げを期待するが、都市ガス供給の特性上、経過措置料金適用外となる場合、少量利用者の値上げが起きないかを危惧している。
- ・当初から経過措置を課されない事業者及び、その後の解除基準に該当することになって経過措置指定が解除されることになった事業者は、その旨を事業者自身が利用者に周知を行ってほしい。
- ・指針には、経過措置料金が課せられないことについて、検針票等と合わせて告知を行うチラシを配布するなど、事業者から消費者に直接告知を行って周知をすることを明記すべき。(参考資料1-2)

3. 敷地内ガス工事料金はガス導管事業者の独占価格であり、それに関する行政のチェックは必須。

- ・新築の住宅などの敷地内ガス工事料金は、既存のガス導管事業者が託送料金約款で工事事業者を指定してガス工事価格を設定することになっているが、LPガスに対抗するため、新築や改築時での営業活動の中で、ガス新設工事や器具のセット販売なども想定される。
- ・この敷地内ガス工事料金は、ガス導管事業者がそこで不当な利益をあげることはないのか、逆にガス小売とセット販売価格で不当に安くすることで、無償配管のような問題が起きないのかが危惧される。敷地内ガス工事料金はガス導管事業者の独占価格であり、行政のチェックが必要。この点、指針の中で明確化をされているか。
- ・託送供給約款の制定を免除している承認事業者には託送料金約款がないが、その場合、これらの事業者の敷地内ガス工事料金について、経済産業省はどのようにチェックするのか、指針の中に明らかにされているのか。
- ・この問題は、6月16日に開催された第33回ガスシステム改革小委員会で 消費者委員から指摘があったが、経産省事務局が回答を保留した件である。 この場で明確にしていただきたい

4. 一般消費者への最終供給保証は指針で担保されているのか

- ・一般消費者側に契約上の問題がない中で、都市ガス小売事業者が倒産したり、託送料金を導管事業者に支払わないことが続いて導管事業者が供給を止めようとした場合に、実際に都市ガス供給が止められてしまう可能性について、最終供給保証は指針で担保されているのかどうか、明確にしてほしい。
- クーリングオフの際も、同様の不安がある。
- ・電気の供給においては、新たな契約を結ぶまで停電せずに供給されるという認識でいるが、都市ガス供給においては、保安上の課題の整理が必要とのこと、結論は出ているのか。

5. 一般消費者に関わる件については、都市ガスの指針と同レベルのLPガス指針も必要

- ・経済産業省のガスシステム改革小委員会や資源・燃料分科会での審議の中で、家庭用LPガス市場の問題が明らかになり、 資源・燃料分科会の下にワーキンググループをつくって、「国が ガイドラインの作成など可能な限り早急に対応可能な手段を講 じて具体化をめざす」という報告書がまとめられている。
- ・この都市ガスの指針と同時に、LPガスの指針も消費者に示されることが、わかりやすく、フェアである。

6. 指針確定後に、どのような方法で、全ての都市ガス事業者に指針の主旨を正しく周知・徹底をはかるのか、具体的な手立てを示してほしい

- ・電力自由化の際には、既存の大手電力会社は10社しかなく、 既存の会社に、主旨を正しく周知・徹底させることは、比較的容 易だったが、都市ガスの場合には、既存事業者だけで約200社 あり、全国各地にちらばっている。
- ・地方毎にきめこまかく事業者に周知する努力を意識的にしないと、徹底しない。監視等委員会の体制面での強化等も視野にいれて対応すべき。